

「事業用自動車総合安全プラン2025」達成に向けた国土交通本省のその他の取組状況

令和4年度 第1回「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」

自動車運送事業者への要請

【バス・タクシー・トラック】

○マスクの着用、咳エチケット、体温測定等の感染予防対策の徹底、従業員が感染した場合の速やかな報告を要請

○夏季における運転者の体調管理の徹底を要請

【バス・タクシー】

○エアコンを用いた外気導入や窓開け等の車内換気に努めるよう要請

【バス】

○バス待合所・バスターミナル等における利用者への時差通勤等の呼びかけを要請

○運転に支障がない場合に、一部座席の使用禁止、続行便の運行、防護スクリーンの運転者席への設置等に努めるよう要請

○(貸切)バス車内における感染防止対策(飲酒禁止等)の徹底を要請

【タクシー】

○運転席と後部座席の間の防菌シートの設置などの防護措置の導入に努めること等を要請

【バス・タクシー・トラック】

○業界団体に対し、感染予防対策ガイドラインの作成を要請

→各業界団体において、上記要請の内容等を盛り込んだ

感染予防対策ガイドラインを作成・公表

※その他、基本的対処方針変更等に際しては、適宜関係団体へ事務連絡として発出

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- バス・タクシー・トラックは、国民生活や経済活動等を支える重要なインフラであり、緊急事態下においても必要な機能を維持するためには、感染防止対策の徹底が必要。
- 国交省より各事業者に対し、感染防止対策の徹底を要請。これを受け、各業界団体において、ガイドラインが策定されている。

事業者における感染防止対策

- 朝夕2回の検温等による運転者の健康管理
- 運転者のマスクの着用、手洗いの励行
- 外気導入による車内換気の徹底
(観光バスは5分、路線バスは3分で車内の空気は入れ替わる)
- 運転席と乗客席との間の防護シートの設置
- 座席等のこまめな消毒



貸切バスにおける
車内消毒



タクシー車内への
防護シート、消毒液の設置

利用者に対する感染防止のための協力

- 車内でのマスクの着用、会話の手控えへの協力依頼
- 観光バス車内での飲酒やカラオケ利用の原則禁止への協力依頼
- バスターミナルにおける感染防止対策や時差出勤の呼び掛け



路線バス車内へのポスター掲載



新しい旅のエチケット

大型車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

観光バスの車内換気能力

窓閉めで **約5分**

※ エアコンを外気導入モードで使用。なお、車両は停止状態

8割以上の車両で、窓開けによる換気も可能

路線バスの車内換気能力

大型車から小型車までの

全タイプで **約3分**

※ 換気扇2機(大型・中型)又は1機(小型)を使用
なお、外気導入のための一部窓開け、デフロスター作動等が必要

概要

- 自動車運送事業において事業者は、事故を惹起した運転者、運転手として新たに雇い入れた者及び高齢運転者に、国土交通大臣の認定を受けた**適性診断を受診させることが必要**。

情報通信機器を活用した指導及び助言（令和4年2月～）

情報通信機器による指導及び助言



- 適性診断を受診後、受診者はカウンセラーによる指導及び助言を受けることとなっているが、その方法として、従来の対面による指導及び助言に加え、**情報通信機器（ICT機器）を活用し、カウンセラーのいない場所で指導及び助言を受けることができる「遠隔カウンセリング」を追加**。（令和4年2月から制度を導入）
※ ICT: Information（情報）and Communications（通信）Technology（技術）

改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、**緊急に運転者の労働条件を改善**

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や**社会保険料の納付**等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る**荷主の配慮義務**や、**国土交通大臣による荷主への働きかけ**の規定を新設

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標として「**標準的な運賃**」の制度を導入

荷主対策の深度化

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

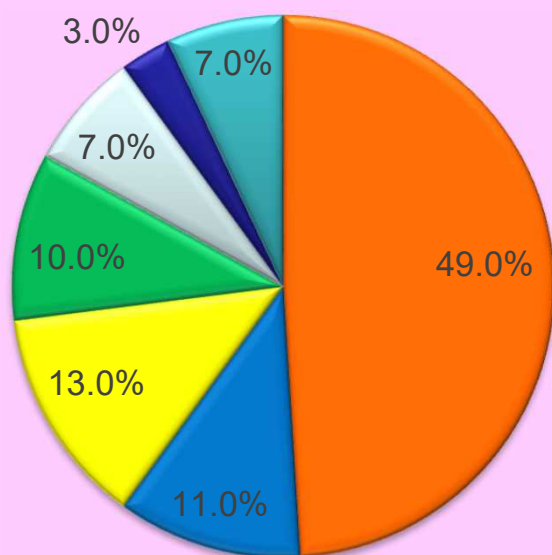
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為に独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 過積載
- 依頼になかった附帯業務
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他

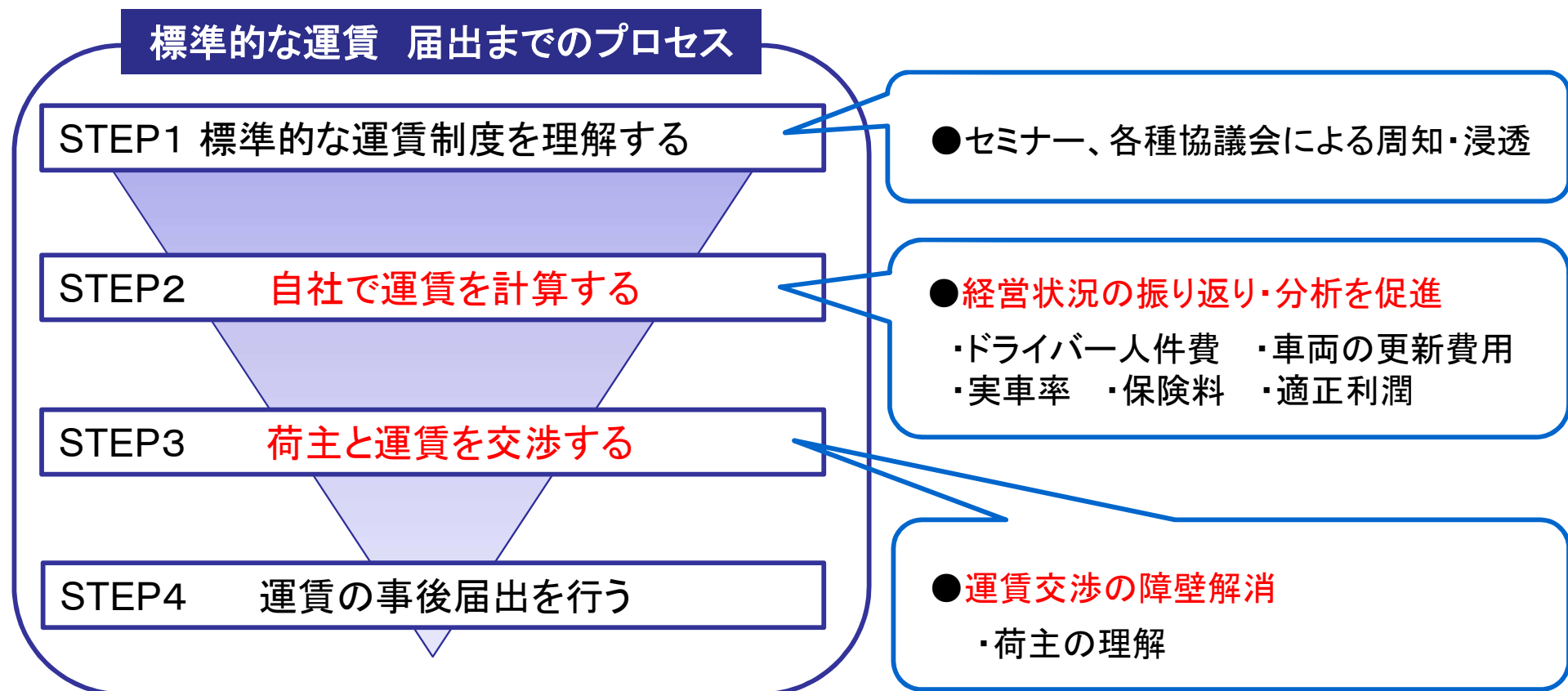
「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	1
働きかけ	62

※令和4年8月末現在

標準的な運賃

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、**運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援すること**を目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤（自己資本金の10%）などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要。**



※標準的な運賃の届出率 49.9%（令和4年8月末時点）

「ホワイト物流」推進運動

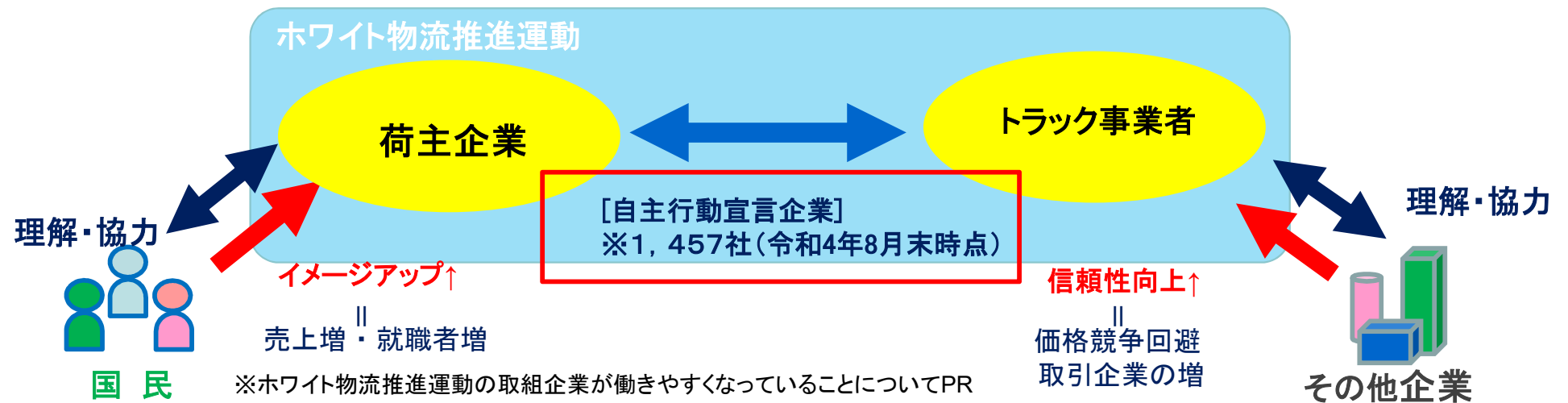
- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取組。

※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取組を強力に推進。

〔平成30年 5月30日
「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定〕

推進運動のイメージ



宣言内容

【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

【推奨項目】 ※企業の判断で複数項目から選択

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> A. 運送内容の見直し B. 運送契約の方法 C. 運送契約の相手方の選定 D. 安全の確保 | } | <p>(宣言が多い上位3項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流の改善提案と協力 ・異常気象時等の運行の中止・中断等 ・パレット等の活用 |
|---|---|---|